

## 農林業者の皆さまへ 問農林振興課 ☎23-7090

### 大崎市感染症対策農畜産業支援資金

- ☎ JA古川金融課 ☎ 23-6701
- ☎ JA新みやぎ みどりの地区本部 ☎ 87-3321
- ☎ JA新みやぎ いわでやま地区本部 ☎ 72-0004

新型コロナウイルスにより影響を受けた農業者向けの資金で、市およびJAなどが一部利子補給を行い、実質無利子となります。

- ◆対象 市内に在住する農業を営む個人、および市内に所在する農業を営む団体など
- ◆資金使途 長期運転資金(最長5年間)
- ◆融資限度額 1年間の経費相当額(畜産については2年間の経費相当額)
- ◆貸付利率 実質無利子(融資枠の範囲内)
- ◆融資機関 JA古川、JA新みやぎ

### 持続化給付金

農業者や畜産業者などの個人事業者や、農業法人などの各種法人も対象となり、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で50%以上減少している者に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- ◆給付額 法人:200万円以内 個人事業者等:100万円以内
- ◆問合せ 持続化給付金事業コールセンター  
フリーダイヤル 0120-115-570  
IP電話専用回線(有料) 03-6831-0613

### 高収益作物次期作支援交付金

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

新型コロナウイルス感染症の影響により対象品目(野菜・花き・果樹などの高収益作物)を出荷できなかった生産者に対し支援します。

- ◆事業内容 ①次期作に向けた新たな取り組みを実施する場合に、種苗などの資材購入や機械レンタルなどを支援 ②新品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取り組みを支援
- ◆交付額(定額支援) ①10アール当たり5万円 ②10アール当たり2万円

### 肥育生産支援

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

経営強化計画を策定し、経営体質強化の取り組みメニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて交付金が交付されます。

- ◆対象 肥育牛生産農家(JAや生産者集団などの単位)
  - ◆交付額 1頭当たり2万円
- ※枝肉価格が前年同月比で3割(4割)下落した際に取組メニューに3つ以上取り組んだときは、1頭当たり4万円(1頭当たり5万円)になります。

### 計画出荷支援(肥育)

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

肥育牛の生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて助成金が交付されます。

- ◆対象 肥育牛生産農家(JAや生産者集団などの単位)
- ◆交付額 1頭当たり2万2千円以内

### 計画出荷支援(肉用子牛)

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

肉用子牛の生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷調整期間に応じて助成金が交付されます。

- ◆対象 肉用子牛生産農家(JAや生産者集団などの単位)
- ◆交付額 肉用子牛1頭当たり 日額550円以内

### 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の生産者負担金の納付猶予

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を受けられます。

- ◆対象 肥育牛生産農家

### 新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への経営継続のための支援

- ☎ 東北農政局企画調整室 ☎ 022-263-1111

畜産農場などで新型コロナウイルス感染症が発生した際、経営継続のため以下の支援が受けられます。

- ◆対象 畜産農家(JAや生産者集団などの単位)
- ◆支援内容 ①代替要員等の派遣支援(肉用牛、酪農、養豚、家きん) ②公共牧場等に家畜を避難させる経費の支援(肉用牛、酪農) ③感染拡大防止に係る経費の支援(肉用牛、酪農、養豚、家きん) ④生乳の再生産確保のための支援(酪農)

※掲載している内容は、5月19日時点の情報です。農業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、農林水産省ウェブサイト([https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/))で確認ができます。

## 中小企業・小規模事業者の皆さまへ 問産業商工課 ☎23-7091

### 「持続化給付金事業 申請サポート会場」開設

- ☎ 中小企業庁金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183

中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、その他各種法人などで、売上高が前年同月比で50%以上減少している方に、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

持続化給付金の申請は、ホームページからの電子申請を基本としています。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して、申請サポート会場で補助員が電子申請のサポートを行います。

- ◆開設日 5月24日(日)~
  - ◆開設場所 古川商工会議所2階研修室
- ※来所には事前予約が必要です。

- ◆給付額 法人:200万円以内 個人事業者等:100万円以内

- ◆電話予約窓口
  - ▶受付専用ダイヤル(自動ガイダンス)  
フリーダイヤル 0120-835-130(24時間対応)
  - ▶電話予約窓口(オペレーター対応)  
0570-077-866(受付時間:9時~18時)
- ※古川商工会議所の会場コード「0405」が必要です。

### 感染症対策商工業支援事業(飲食店家賃支援事業) ※申請期限:6月30日(火)

- ☎ 産業商工課商工振興担当 ☎ 23-7091

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に影響が大きい飲食業を営む事業者に対し、店舗維持支援金を緊急的に支給します。

- ◆事業内容 1事業者あたり不動産賃料(建物、土地)1カ月分を10万円を上限に支給します。
- ◆対象 市内で店舗などを賃借し、主たる事業として飲食店を営む事業者
- ◆要件 ①県の緊急事態措置の以前から、市内で飲食店を営んでいること ②交付申請の日時点で、営業の実態がある個人事業主、または小規模事業者であること ③市内に店舗用で不動産を賃借していること
- ◆申請期限 6月30日(火)
- ◆申請方法 市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,234,html>)から申請書等をダウンロードし、郵送(〒989-6188 古川七日町1-1)またはメール([shoko2@city.osaki.miyagi.jp](mailto:shoko2@city.osaki.miyagi.jp))で申し込み

### 感染症拡大防止協力金支給事業 ※申請期限:6月30日(火)

- ☎ 産業商工課商工振興担当 ☎ 23-7091

緊急事態措置期間中(令和2年4月25日から同年5月

6日まで)に休業、または営業時間の短縮の要請に全面的に協力した中小の事業者に対し、県・市から協力金30万円を支給します。

- ◆事業内容 1事業者あたり30万円を支給します。
- ◆対象 県からの要請や協力依頼に応じて、施設を全面的に休業した、または営業時間の短縮を行った飲食のサービス業を営む事業者
- ◆要件 令和2年4月25日から5月6日までのすべての期間に施設を停止したこと ①営業時間を5時から20時までに終えること ②酒類の提供を19時までにすること
- ◆申請期限 6月30日(火)
- ◆申請方法 市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,234,html>)から申請書等をダウンロードし、郵送(〒989-6188 古川七日町1-1)またはメール([shoko2@city.osaki.miyagi.jp](mailto:shoko2@city.osaki.miyagi.jp))で申し込み

### 感染症対策商工業支援事業(小規模事業者団体販路拡大支援事業)

- ☎ 産業商工課商工振興担当 ☎ 23-7091

売上高の減少など事業活動に影響が生じている事業者で構成する同業者組合などが、事業活動の維持、継続のために取り組む事業に対し、補助金を交付します。

- ◆補助対象 販路拡大を行うための事業費、広告、クーポン券などの販売促進費用
- ◆対象者 商店街等振興組合、事業協同組合、タクシー協業組合などの小規模事業者団体
- ◆補助額 限度額50万円

### 勤労者福利厚生事業(勤労者生活安定資金融資)

- ☎ 産業商工課商工振興担当 ☎ 23-7091

勤労者の社会的・経済的地位の向上を図るために、生活資金、教育資金、福祉資金を融資します。

- ◆対象 市内に勤務先、または住所を有する勤労者で、東北労働金庫の会員となっている方、および金庫の会員となる資格を有する方
- ◆要件 東北労働金庫の審査基準を満たすこと

※掲載している内容は、5月19日時点の情報です。事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、経済産業省ウェブサイト(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)で確認ができます。

